

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2021 年 12 月 16 日 Thursday)

第 251 号 (2020 年度-第 17 号) / 電話 : 083-933-5034 ・ メール : fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

山口大学、組合の業績評価給の問題点指摘に根拠を示せと逆照会

組合が 10 月 22 日に提出した学長宛の申し入れ書で「年俸制の過大な評価反映額を圧縮しなかった場合、大学院生の指導を行っている教員が本来受けるべき給与から大幅に少ない給与しか受け取れない者が相当数生じることが明らかになっています」と指摘したことに對して、大学側は田中副学長名で 10 月 28 日に、「具体的な根拠となる数字を持って示して頂きたい」とする「照会状」を福田委員長宛に提示してきました。



組合が申し入れで示した見解について、大学がこうした形で「照会」してきた例は過去に無く、もし、大学が組合の指摘に納得できないのであれば、協議・交渉の場で議論するのが通例であり、そうした場を速やかに設定することこそ急がれるべきです。しかし今回は、この問題について人事課と組合との折衝、人事課からの各種資料の提示等で相当の時間が経過していることを踏まえて、今回に限り組合としての「回答」を行うこととしました。具体的には、11 月 19 日付けで「当組合への 10 月 28 日付け照会状について (回答)」として、試算にもとづく給与増減比較資料を付して「回答」しました。(2 頁掲載資料参照) 試算によれば、2 割から 4 割の者が給与減となることが明らかになっています。(3 頁掲載資料参照)

年俸制の現行の給与反映額のままでは相当数の者の給与減



年俸制の給与反映額は「S」ランクの場合、職位に関係なく一律 100 万円と設定されているため、教授クラスで大学院博士課程の指導を行っていた場合でも実質 40 万円以上の「報奨金」となりますが、これは、これまでの特別貢献手当の最高額すなわちノーベル賞級の報奨金 30 万円を上回る額となります。これがもし、大学院生の指導を行っていない助教が S 評価とされた場合、「ずばり 100 万円」が支給されることになり、これまでの特別貢献手当最高額の 3 倍以上の金額となります。これが学長裁定の S S の場合は 120 万円ですから、さらに大きな報奨金となるわけです。

こうした極端な設定により大きな問題点を抱える制度を「若手に有利に設定した」として、年俸制移行を促していますが、問題は、ひとにぎりの S, SS 評価のために給与が実質的に大幅減額となる者がかなりの数にならざるを得ないことにあります。

組合、業績評価給設定への対案提示(12/15)

～年俸制は上位級の評価額引き下げと職位別評価給設定を～



このため組合は 12 月 15 日に「業績評価結果にもとづく給与決定システムの見直しについて」との申し入れ書を副学長宛に提出し、年俸制評価給の問題点緩和を諮る具体案などを示しました。(4 頁掲載資料参照)

組合は基本的には業績評価給導入を歓迎しているものではありませんが、文科省の「指導」のもとで導入せざるを得ないとしても、少しでも問題を緩和することが必要という立場での提案としています。具体的には、区分ごとの加算額を一定額ではなく職位等別に設定する形で見直しを行い、評価反映額の不均衡を調整する形での提案としています。なお、区分 C の上位に C+ を新たに設定することも提案しています。この提案どおりに改定すれば、給与減となる者の数が減少し一定の増額となる者が増加します。

2021年11月19日

山口大学

副学長 田中 和広 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 福田 修



当組合への10月28日付け照会状について(回答)

2021年10月28日付けの「業績評価結果にもとづく給与決定システムの見直しについて(照会)」との副学長名文書で照会のあった、当組合の主張に関する具体的な根拠数字の提示について、以下のとおり説明する。

1. 「大学院生の指導を行っている教員が本来受けるべき給与」とは、これまで支給されていた、また、山口大学以外の国立大学では概ね支給されている「大学院手当」の支給額を指している。これは、手当支給廃止以後に採用された者であっても同様である。
2. 上記を前提に、不確定要素はあるが、当組合が請求し提示された資料等で明らかになっている手当受給者の員数等を元に試算した。なお、小数点以下の数値処理により若干の誤差がある。
 - 1) はじめに人事課が9月16日に当組合へ提示した、全員年俸制に移行した場合の員数試算等をベースに試算した。なお、該当教員総数は829名としている。(資料1参照)
 - ① C評価以下すなわち加配額のない者は212名(25.6%)と想定されるが、「調整数0」、すなわち手当を受給していない者は111名(13.4%)であるため、101名(12.2%)の者が、年間17万円～25万円程度の不利益を被ることが予測される。
 - ② A評価以上となる者は296名(35.7%)と想定されるが、「調整数2」すなわち、34万円～49万円を受給している者は352名(42.5%)であるため、57名(6.9%)の者がB評価すなわち加配額30万円となり、不利益を被ることとなることが予測される。
 - ③ 以上に調整数0でEの者11名を加えると169名(20.4%)となる。すなわち、少なくとも20%程度の者の年間収入が減額となることが予測される。
 - 2) 次に、上記の全員が年俸制に移行した際の員数に大学院手当の調整数別受給者数を加味して、検討した。(資料2参照)
 具体的には、調整数ごとの員数に評価区分ごとの想定配分率を乗じて算出した結果、以下のとおりとなる。
 - ① 調整数1の者(366名・44.1%)でC評価以下すなわち加配額が0円以下となる者は94名となる。
 - ② 調整数2の者(352名・42.5%)の者でB評価以下すなわち加配額が30万円以下となる者は227名となる。
 - ③ 以上に調整数0でE評価の者1名を加える322名が減額となるが、これは総人員829名の38.8%であり、4割近くのものの不利益を被ることとなる。

以上、いずれの場合でも、本来受け取るべき給与を受け取れない者が2割から4割、すなわち相当数生じることは明らかである。

1. 大学院生の指導状況を重視した評価結果

資料1

大学院手当受給廃止と評価配分額の区分による給与増減比較表-1 (2020年度員数による試算)

手当	年間受給額	比率	員数	E	D	C	B(30万)	A(60万)	S(100万)	計
				1.3%	0.0%	24.3%	38.8%	33.1%	2.6%	
調整数0	0	13.4%	111名	11	-	100	-	-	-	111
調整数1	172,095円～ 245,850円	44.1%	366名	-	-	101	265	-	-	366
調整数2	344,190円～ 491,700円	42.5%	352名	-	-	-	57	274	22	352
計		100.0%	829名	11	0	201	322	274	22	829

給与減となる者	
調整数0相当でD評価以下の者	11名
調整数1相当でC評価以下の者	101名
調整数2相当でB評価以下の者	57名
計	169名
(829名中の169名) 20.4%	

2. 大学院生の指導状況を特に重視しなかった評価結果

資料2

大学院手当受給廃止と評価配分額の区分による給与増減比較表-2 (2020年度員数による試算)

*評価区分別員数は、各調整数別員数計に評価区分別百分比を乗じて算出した

調整数区分	大学院手当年間受給額	受給者数	受給者率(2020年度)	評価区分	E	D	C	B	A	S	計
				配分額	-20万円	-10万円	0	30万円	60万円	100万円	
調整数0	0	111	13.4%	評価区分別員数/総員数	1.3%	0.0%	24.3%	38.8%	33.1%	2.6%	100.1%
				員数	1	0	27	43	37	3	111
				区分別員数/調整数0	0.9%		99.1%				
調整数1	172,095円～ 245,850円	366	44.1%	員数	5	0	89	142	121	10	366
				区分別員数/調整数1	25.7%		74.6%				
調整数2	344,190円～ 491,700円	352	42.5%	員数	5	0	86	137	117	9	352
				区分別員数/調整数2	64%		36%				
計		829	100.0%	員数	11	0	201	322	274	22	829
				区分別員数/調整数2	100%						

大学院手当受給年額計		
職位	調整数1	調整数2
教授	245,850	491,700
准教授	208,153	416,306
講師	195,041	390,082
助教	172,095	344,190

給与減となる者	
調整数0相当でD評価以下の者	1名
調整数1相当でC評価以下の者	94名
調整数2相当でB評価以下の者	227名
計	322名
(829名中の322名) 38.8%	

2021年12月15日

山口大学

副学長 田中 和広 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田

業績評価結果にもとづく給与決定システムの見直しについて

このことに関する当組合の指摘・主張に関する、貴職よりの照会に対しては、去る11月19日に回答いたしましたので、ご理解いただけたものと考えております。

よって、そのことを前提に、現在の業績評価の給与への反映方法についての提案を下記のとおり示しますので、検討方よろしくお願いいたします。

記

1. 年俸制の区分ごとの加算額を一定額ではなく、職位別に設定すること。その際、C区分の上位に「C+」を新たに設定すること。具体的には以下のとおり提案する。

改定案	C+	B	A	S	SS
助教	10万円	20万円	40万円	60万円	80万円
講師・准教授	12万円	25万円	50万円	70万円	90万円
教授	15万円	30万円	60万円	80万円	100万円

2. 月給制の評価区分に「C+」を追加設定し、勤勉手当成績率（半期）をC区分とB区分の間値である「0.780」とすること。
3. 特定の者に過大な加算額が恒常的に支給され続けることを避けるために、上位評価区分へ決定することについて、一定の制約を設けること。

〔付 記〕

以上をもって、給与への反映方法についての貴職からの提案への回答に替えさせていただきます。

以上